

## 箕面萱野駅前南側交通広場タクシー待機場について

### 1. タクシー待機場使用開始までの流れ

#### (1) タクシー待機場運用根拠

タクシー待機場は、下記規定に基づき使用を許可された事業者が「箕面萱野駅前南側交通広場タクシー待機場運営協議会（以下「協議会」。）」を組織し、管理運営を行う。

##### ●箕面萱野駅前交通広場条例（以下「条例」。）

⇒広場使用上の制限、使用申請可能者、使用料等を規定するもの。

##### ●箕面萱野駅前交通広場条例施行規則（以下「規則」。）

⇒使用申請様式等を規定するもの。

##### ●箕面萱野駅前南側交通広場タクシー待機場運営規程（以下「規程」。）

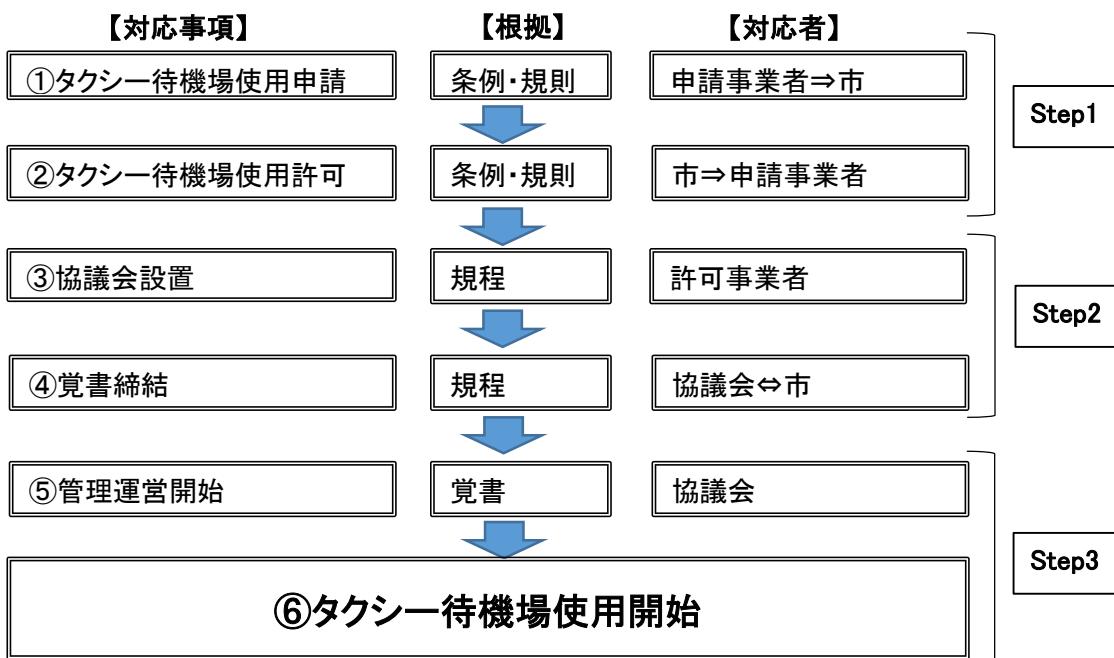
⇒タクシー待機場を管理運営する「協議会」の設立や実務内容等について規定するもの。

##### ●箕面萱野駅前南側交通広場タクシー待機場運営に係る覚書（以下「覚書」。）

⇒「協議会」の実務内容等の詳細を規定し、協議会（締結にあたって、協議会印を準備いただく。）と箕面市間で締結するもの。

協議会はこの覚書に基づき管理運営にあたる。

#### (2) タクシー待機場使用開始までの流れ（南側交通広場供用開始時）

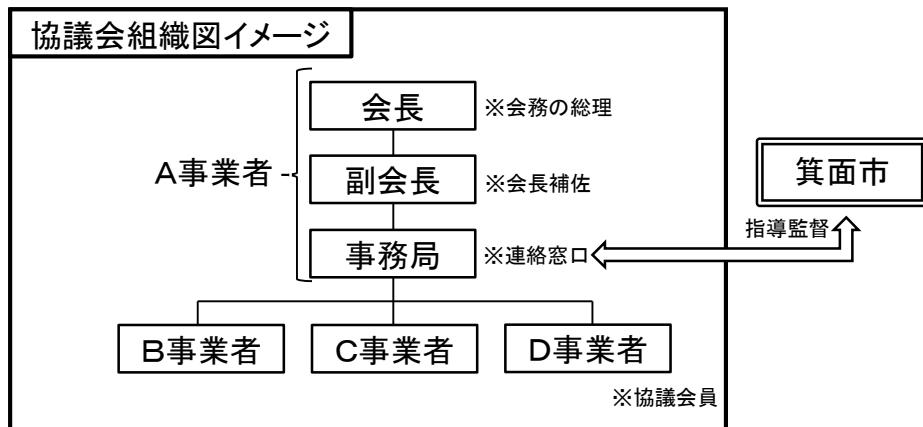


※上記フローは、南側交通広場供用開始時の初期協議会設置の流れとなる。協議会設置後新たにタクシー待機場の使用を許可された事業者は、規程に基づき協議会へ加入した後使用開始となる。

## 2.タクシー待機場の管理運営

### (1) 協議会での管理運営

- 協議会加入事業者間の調整等、日々の管理運営は、覚書に基づき、協議会が実施する。市は協議会の管理運営業務に対し、必要に応じて指導監督する。(市は協議会構成員ではない。)
- 協議会では、協議会の代表者(会長)を定め、協議会事務や、市との連絡窓口を担うため、事務局を置く。



### (2) 協議会の実務

#### <事務局対応>

##### **●運営状況の定期的な報告(月1回の書面での報告)**

- 定期業務
- ・各区画の取り回し等の運営内容変更、事故・トラブル報告、その他待機場の維持管理に関する報告

##### **●市と協議会の連絡窓口**

- ・市からの連絡、依頼事項、指導等の協議会内への展開

##### **●タクシー待機場の管理**

- ・各区画内の白線が劣化した場合の引き直し、使用上の瑕疵の修繕等の調整

##### **●タクシー待機場の取り回し調整等の運営**

- ・協議会内での各区画の取り回し等の運営内容調整、新規許可事業者が加入した際の運営内容調整
- ・協議会内(許可事業者間)でのトラブル解決に向けた調整

##### **●送迎バス協議会との調整**

- ・送迎バス乗降場運営協議会との広場全体の使用に係る調整事項等が発生した場合の協議及び調整

#### <各協議会員対応>

##### **●タクシー待機場の清掃**

- 定期業務
- ・各区画内の日々のゴミ拾い、汚れた際の掃除等